

2024年度

団体傷害保険 団体疾病保険

ご加入のご案内

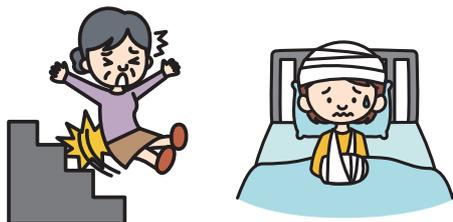
保険期間 2024年11月1日午後4時から2025年11月1日午後4時まで 1年間



日常生活のケガと病気、各々の分野を補償する保険です。
年々高まるケガと病気への不安…
高騰する医療費の備えに是非ご加入ください!

団体傷害保険

(傷害総合保険)



40.15%
割引

ケガによる入院・通院、
日常の賠償事故等を補償します!

- 日常生活におけるさまざまな損害を補償する4つのオプションをご用意しております。
- 「オール傷害ワイドプラン」は特定感染症による入院・通院・後遺障害もお支払いの対象となります。(2024年5月現在)

団体疾病保険

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))



33.5%
割引

親介護1分動画

詳しくは
P27をご覧ください。



病気による入院・手術・放射線治療・退院後の通院、三大疾病診断保険金および病気・ケガによる先進医療費用保険金をお支払いします!

※プランにより補償内容が異なります。詳しくはP25~27をご確認ください。

- その他にも介護に備えたオプションをご用意しております。

申込締切日(注) 8月30日(金)

(注) 中途での加入も随時受け付けます。
詳しくは各協会・弘済会もしくは
代理店・扱者までご連絡ください。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じた「契約の型」での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- ただし、団体疾病保険へ既にご加入いただいている方でご継続時のご年令が70才、75才、80才、85才となる方は、継続にあたっては申込票のご提出が必要ですのでご注意ください。

団体保険契約者 (この保険は以下の協会・弘済会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。)

- 一般社団法人 東北地域づくり協会
- 一般社団法人 関東地域づくり協会
- 一般社団法人 北陸地域づくり協会
- 一般社団法人 中部地域づくり協会
- 一般社団法人 近畿建設協会
- 一般社団法人 中国建設弘済会
- 一般社団法人 四国クリエイト協会
- 一般社団法人 九州地域づくり協会

● 保険の特長

● 申込人となれる方・被保険者の範囲

傷害保険、疾病保険ではそれぞれ補償内容が異なります。(傷害保険はケガを、疾病保険は病気を補償する保険となっております。)
傷害保険、疾病保険のセットでご加入いただくことをオススメします!



団体傷害保険 **ケガの補償** ▶ P3~P20

保険の特長

- 国内・国外、業務上・業務外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを24時間補償します。(交通傷害プランの場合は交通事故による傷害事故にかぎります。)
- 入院、通院1日目から保険金をお支払いします。しかも入院は事故の発生の日から1,000日までのロング補償!(交通傷害プランの場合)
- ご家族全員の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。(家族型の場合)
- 思わぬときの賠償責任補償付きです。(国外での事故も補償します。)

こんな時に…

- ・ケガによる入院・通院 など
- ・日常の賠償事故



ゴルファー専用

- ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。
- ゴルフ場でのケガやゴルフ用品の破損、ホールインワン・アルバトロスに備えます。

オプション

家庭・職場・旅行中など日常生活におけるさまざまな損害を補償します。

● 4つのオプション

「住宅内生活用動産」「携行品損害補償」「救護者費用補償」「ホールインワン・アルバトロス費用」

お申込人となれる方

国土交通省職員ご本人

被保険者となれる方

国土交通省の職員ご本人またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

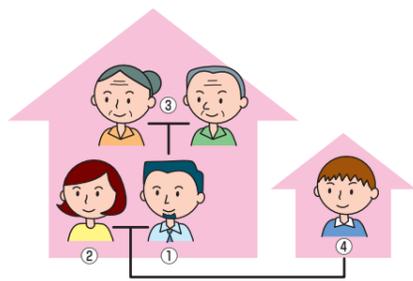
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人型】加入した被保険者本人のみが保険の対象となります。

家族型のカバーするご家族の範囲

加入者(=ご本人)を基準とした、以下①~④に該当する方

- ① 加入者本人
- ② 加入者本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族、3親等内の姻族)
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子(注)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。



団体疾病保険 **病気の補償** ▶ P21~P48

保険の特長

- 病気による入院・手術・放射線治療・退院後通院を補償します。
- 三大疾病診断保険金をお支払いする型もあります。(ご加入の「契約の型」がJ型・K型・N型・Q型・U型・V型の場合は、対象外となります。)
- 医師の診査は不要!健康に関する告知のみでご加入いただけます!先進医療*はケガでも病気でも補償対象です。
- ご本人の配偶者やお子さま・同居のお孫さま等*にも、ご本人と同じ**33.5%の割引**でご加入いただけます!
※被保険者の範囲については、下記をご参照ください。
- 他の給付(健康保険、生命保険等)とは関係なく保険金が支払われます。(先進医療を除く)

こんな時に…

- ・がん
- ・心筋梗塞
- ・脳卒中 など



お申込人となれる方

国土交通省職員ご本人

被保険者となれる方

- ① 基本補償の被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、国土交通省職員本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。ただし、親介護休業補償をセットする場合は、基本補償の被保険者となれる方は、国土交通省職員本人に限ります。(※)申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ② 生後15日から満89才までの方(2024年11月1日現在)
- ③ 健康に関する告知の結果、ご加入できると判断された方
- ④ 親の介護補償(オプション)の特約被保険者・介護対象者となれる方の範囲は、基本補償の被保険者本人の親(姻族を含み、2名まで)で、満20才から満89才までの方(2024年11月1日での満年齢となります。)かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方です。

被保険者として保険に加入いただける方の範囲

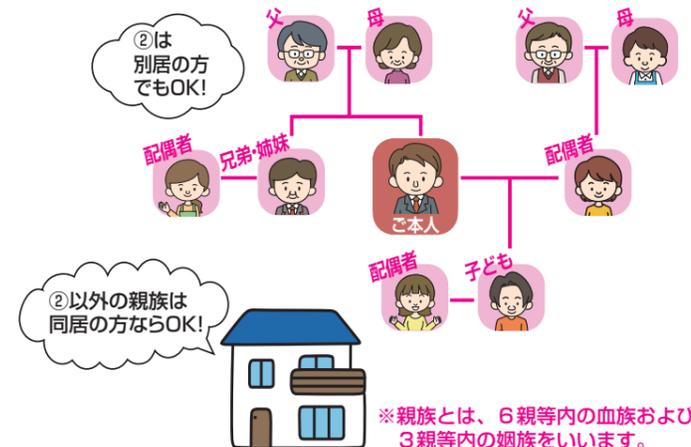
「家族も入れる」ウレシイ話。

この団体契約はご本人を基点として、以下のご家族の方にご加入いただくことができます!

【被保険者(補償の対象者)本人としてご加入いただける方の範囲】

- ① ご本人
 - ② 配偶者、子ども、本人・配偶者の両親、本人の兄弟姉妹
 - ③ ご本人と同居の②以外の親族*
- (注)親介護休業補償をセットする場合は、①に限ります。

〈被保険者になれる方の範囲の例〉



団体傷害保険

(傷害総合保険)

自動継続適用

保険の特長

- 国内・国外、業務上・業務外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを24時間補償します。(交通傷害プランの場合は交通事故による傷害事故にかぎります。)
- 入院、通院1日目から保険金をお支払いします。しかも交通傷害プランの場合、入院日数1,000日までのロング補償!
- 家族型の場合はご家族全員の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。
- 思わぬときの賠償責任補償付きです。(国外での事故も補償します。)

基本補償

■傷害事故



料理中にやけど

※交通傷害プランの場合は交通事故による傷害事故にかぎります。



スポーツ中にケガ

■賠償事故



飼い犬が他人に噛みついてケガを負わせた



自転車で他人にケガを負わせた
(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

■天災危険補償 (オール傷害ワイドプランのみ)

天災事故(地震、噴火またはこれらによる津波)が原因で生じた傷害事故に対して、保険金をお支払いする特約です。(賠償事故は対象外です。)



地震が原因でケガ

■特定感染症危険補償 (オール傷害ワイドプランのみ)

O-157などによる入院・通院・後遺障害も補償します。死亡された場合は300万円を限度に葬祭費用も補償します。(発病の日から180日以内)



O-157に感染し入院

■ゴルファー保険プラン(個人)



ゴルフ場での第三者への傷害



ゴルフクラブの破損

ゴルフ場でのケガ、ゴルフ用品の破損、ホールインワン・アルバトロス

オプション補償

1.住宅内生活用動産

日本国内で、住宅内の家財等が火災・水災や破損などにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。



2.携行品損害補償

外出先での偶然な事故による携行品の破損、盗難などを補償します。



3.救援者費用補償

被保険者が旅行中などに遭難した場合等に負担した捜索救助等の費用を補償します。



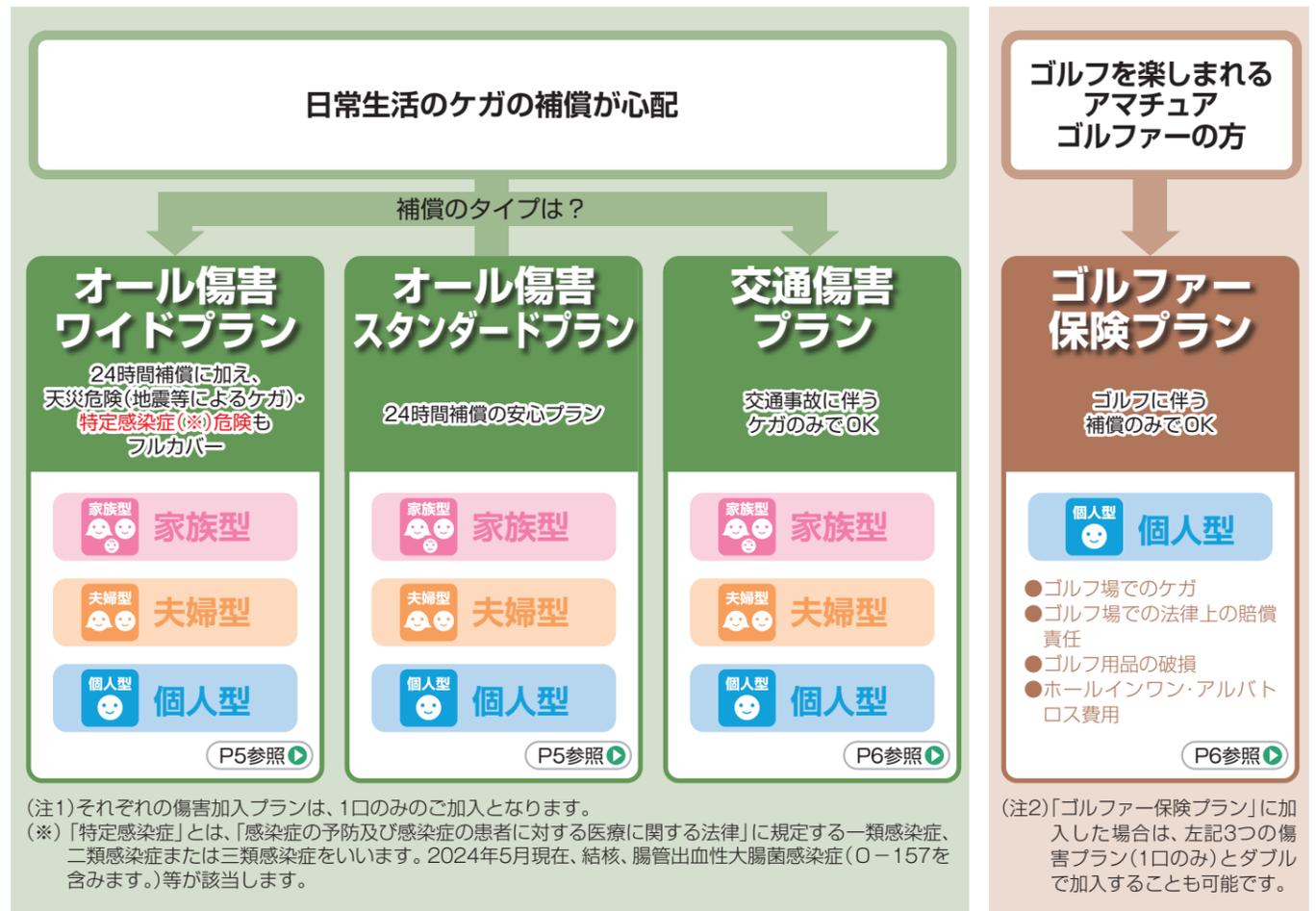
4.ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内で、ホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う記念品購入費用・祝賀会費用等を補償します。



『補償内容の幅広さ』と『被保険者(保険の対象となる方)』でプランをご選択いただけます。

ステップ1 基本プランをお選びください。



ステップ2 オプション補償をお選びください。



オール傷害ワイドプラン

※天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

40.15%割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間:1年間、職種級別:A級、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

家族型		加入タイプ		WF1型	WF2型	WF3型
家族型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	3,970円	5,150円	6,770円
			月払保険料	3,970円	5,150円	6,770円
			死亡・後遺障害	800万円	900万円	1,000万円
			入院保険金日額	3,500円	5,000円	6,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	3,000円	4,000円	5,000円
		配偶者・その他親族	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

夫婦型		加入タイプ		WC1型	WC2型	WC3型
夫婦型 保険金額	傷害補償	本人・配偶者	加入タイプ	3,900円	5,490円	7,910円
			月払保険料	3,900円	5,490円	7,910円
			死亡・後遺障害	900万円	1,200万円	1,800万円
			入院保険金日額	5,000円	7,000円	12,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	4,000円	6,000円	8,000円
		個人賠償責任補償	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

個人型		加入タイプ		WK1型	WK2型	WK3型
個人型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	1,810円	2,600円	3,400円
			月払保険料	1,810円	2,600円	3,400円
			死亡・後遺障害	800万円	1,300万円	1,500万円
			入院保険金日額	4,500円	6,500円	9,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	3,000円	4,000円	6,000円
		個人賠償責任補償	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

オール傷害スタンダードプラン

※入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

40.15%割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間:1年間、職種級別:A級、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

家族型		加入タイプ		F1型	F2型	F3型
家族型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	2,890円	4,050円	5,420円
			月払保険料	2,890円	4,050円	5,420円
			死亡・後遺障害	400万円	700万円	800万円
			入院保険金日額	3,000円	4,500円	5,500円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,600円	3,500円	4,500円
		配偶者・その他親族	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,200円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

夫婦型		加入タイプ		C1型	C2型	C3型
夫婦型 保険金額	傷害補償	本人・配偶者	加入タイプ	2,880円	4,260円	6,230円
			月払保険料	2,880円	4,260円	6,230円
			死亡・後遺障害	700万円	1,100万円	1,700万円
			入院保険金日額	4,700円	6,500円	11,400円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	3,700円	5,500円	7,400円
		個人賠償責任補償	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

個人型		加入タイプ		K1型	K2型	K3型
個人型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	1,470円	2,070円	2,820円
			月払保険料	1,470円	2,070円	2,820円
			死亡・後遺障害	700万円	1,100万円	1,400万円
			入院保険金日額	4,500円	6,500円	9,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	3,000円	4,000円	6,000円
		個人賠償責任補償	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

交通傷害プラン

※交通傷害危険のみ補償特約セット、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

40.15%割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間:1年間、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

家族型		加入タイプ		F5型	F6型	F7型
家族型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	1,120円	2,150円	3,250円
			月払保険料	1,120円	2,150円	3,250円
			死亡・後遺障害	1,100万円	2,500万円	2,800万円
			入院保険金日額	4,500円	9,000円	15,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	3,000円	6,000円	10,000円
		配偶者・その他親族	死亡・後遺障害	300万円	500万円	1,000万円
			入院保険金日額	3,000円	6,000円	10,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,600円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

夫婦型		加入タイプ		C5型	C6型	C7型
夫婦型 保険金額	傷害補償	本人・配偶者	加入タイプ	710円	1,270円	2,430円
			月払保険料	710円	1,270円	2,430円
			死亡・後遺障害	400万円	700万円	1,500万円
			入院保険金日額	4,000円	7,500円	15,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,500円	5,000円	10,000円
		個人賠償責任補償	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

個人型		加入タイプ		K5型	K6型	K7型
個人型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	690円	1,180円	1,610円
			月払保険料	690円	1,180円	1,610円
			死亡・後遺障害	600万円	1,500万円	1,800万円
			入院保険金日額	6,000円	10,000円	15,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	4,000円	6,600円	10,000円
		個人賠償責任補償	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円
			入院保険金日額	2,500円	4,000円	5,000円
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円		

ゴルフ保険プラン(個人型)

※ゴルフ中のみ傷害危険補償特約セット

40.15%割引 団体割引 30%
優良割引 5%
大口割引 10%

保険料と保険金額 保険期間:1年間、団体割引30%、優良割引5%、大口割引10%

個人型		加入タイプ		G4型	G3型	G2型	G1型
個人型 保険金額	傷害補償	本人	加入タイプ	250円	420円	580円	860円
			月払保険料	250円	420円	580円	860円
			賠償責任補償	1億円	1億円	1億円	1億円
			死亡・後遺障害	550万円	600万円	720万円	840万円
			入院保険金日額	6,000円	8,500円	11,000円	13,500円
			手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
		ホールインワン・アルバトロス費用	死亡・後遺障害	300万円	400万円	500万円	
			入院保険金日額	4,000円	5,600円	7,200円	
			手術保険金	〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術以外の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
			通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円	
個人賠償責任補償	支払限度額	1億円	1億円	1億円			

「ゴルフ保険プラン(個人型)」の注意点

- ゴルフ場でのケガやゴルフ用品の破損、ホールインワン・アルバトロスに備えます。

オプション補償のご案内

オプション補償のみの加入はできません。
必ず基本プランとセットでご加入ください。

- ライフスタイルに合わせて、各種オプションをご用意しています。
- 休日にスポーツ、レジャーを楽しむアクティブな方におすすめします！

40.15% 割引
 団体割引 30%
 優良割引 5%
 大口割引 10%



1.住宅内生活用動産

- 被保険者の範囲
本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- 補償の対象
加入者証記載の建物に収容されている生活用動産にかぎります。(単身赴任先・就学に伴う下宿先等の生活用動産は補償の対象外となります。)
※この特約を付帯する場合には加入依頼書に、郵便番号・住所の記入が必須です。
- 保険料
家族型、夫婦型、個人型のどれであっても、被保険者は家族となります。そのため保険金額が同一であれば保険料は同一金額になります。

- 日本国内で、住宅内の家財等が火災・水災・破損などにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。
- 新価払いなので、再調達価格を基準とした損害額を保険金としてお支払いします。
- すべての基本プランにセットすることができます。(交通傷害プランにもセット可能。)

(月払保険料)

保険金額	300万円	500万円	700万円	1,000万円
家族型	JF03	JF05	JF07	JF10
夫婦型	JC03	JC05	JC07	JC10
個人型	JK03	JK05	JK07	JK10
	700円	880円	1,030円	1,340円

※ 1事故につき、3,000円の自己負担額



2.携行品損害補償

- 外出先での偶然な事故による携行品の破損、盗難などを補償します。
- ゴルフ、テニス、スキー、スノーボード等のスポーツ用品も保険の対象となります。
- 保険の対象とならない携行品はP14でご確認ください。

(月払保険料)

保険金額	10万円	20万円	30万円
家族型	KF01型	KF02型	KF03型
	90円	130円	210円
夫婦型	KC01型	KC02型	KC03型
	70円	100円	160円
個人型	KK01型	KK02型	KK03型
	60円	90円	130円

※ 1事故につき、3,000円の自己負担額



3.救援者費用補償

- 被保険者が旅行中、つり、ハイキング中などに遭難した場合に負担した捜索救助等の費用を補償します。

(月払保険料)

保険金額	300万円	500万円
家族型	QF03型	QF05型
	40円	70円
夫婦型	QC03型	QC05型
	20円	40円
個人型	QK03型	QK05型
	10円	20円



4.ホールインワン・アルバトロス費用

- 日本国内で、ホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う記念品購入費用・祝賀会費用等を補償します。

(月払保険料)

保険金額	20万円	50万円	100万円
家族型	HF02型	HF05型	HF10型
	370円	930円	1,860円
夫婦型	HC02型	HC05型	HC10型
	230円	590円	1,170円
個人型	HK02型	HK05型	HK10型
	160円	390円	780円

重要

オプション補償ご加入例

(基本プラン+オプション補償)

- スポーツ、レジャー中はもちろん、**日常生活のケガ**も24時間補償します。
- 基本プランは「**個人型**」「**夫婦型**」「**家族型**」から選択いただけます。



「基本プラン」と「オプション補償」は同じ型のセットでご加入ください。

(例1)ゴルフをされる方【個人型】

プラン名、オプション名	オール傷害ワイドプラン	携行品損害補償	ホールインワン・アルバトロス費用	月払保険料
型名、保険金額	WK1型(個人型)	KK01型(個人型)10万円	HK02型(個人型)20万円	2,030円
月払保険料	1,810円	60円	160円	

ゴルフに伴う補償のみでOKの方は、以下のプランとなります。

プラン名、オプション名	月払保険料
ゴルファー保険プラン G4型(個人型)	250円

(例2)ご家族でテニス、スキー等をされる方

プラン名、オプション名	オール傷害ワイドプラン	携行品損害補償	月払保険料
型名、保険金額	WF1型(家族型)	KF01型(家族型)10万円	4,060円
月払保険料	3,970円	90円	

(例3)ご夫婦でつり、ハイキング等をされる方

プラン名、オプション名	オール傷害ワイドプラン	携行品損害補償	救援者費用補償	月払保険料
型名、保険金額	WC1型(夫婦型)	KC01型(夫婦型)10万円	QC03型(夫婦型)300万円	3,990円
月払保険料	3,900円	70円	20円	

お申込みの手続き

団体傷害保険

① 新規加入の場合

パンフレットに挟み込みのある「加入申込票」に記入・捺印のうえ、職場の保険事務担当の方へご提出ください。

▶ 記入例はP10をご覧ください

② 継続加入の場合 (前年と変更なし)

ご加入タイプの変更がない場合は、お手続きは一切不要です。(自動継続)配布された「加入申込票(継続確認・変更・新規加入・脱退用)」の提出は不要です。

③ タイプなどを変更して、 継続加入の場合

配布された「加入申込票(継続確認・変更・新規加入・脱退用)」の「前年加入同タイプ」欄の印字を二重線で抹消。「本年加入タイプ」欄に記入、捺印のうえご提出ください。

④ 脱退の場合 (継続しない)

配布された「加入申込票(継続確認・変更・新規加入・脱退用)」の中ほど最下段「脱退確認欄」に捺印し、ご提出ください。
ご注意ください。 提出のない場合は自動継続となります。

☆この保険は、保険期間の途中でのご加入できます。
☆他の傷害保険契約等がすでにある場合は加入申込書にご記入ください。

共通事項

- 申込締切日 ●2024年8月30日(金)
保険料 ●2024年11月の給与より毎月控除します。
中途加入 ●原則毎月15日を締切とし、受付日の翌月1日午前0時から補償開始となります。
保険期間 ●2024年11月1日 午後4時から
2025年11月1日 午後4時までの1年間

加入者証の送付 ●加入者証は、11月中旬に各引受保険会社よりお届けしますので、内容をご確認のうえ大切に保管してください。また2か月を過ぎても届かない場合は各保険会社(団体傷害:損保ジャパン、団体疾病:三井住友海上)までお問い合わせください。

※ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

※保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

※分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

※この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、各引受保険会社のホームページ(<https://www.sompo-japan.co.jp/>または<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

加入申込票の記載例

加入申込票の記載例。1: 漢字氏名・カナ氏名・性別・生年月日(年令)の記入欄。2: 所属コード・職員番号・所属名の記入欄。3: 前年加入同タイプ欄の印字を二重線で抹消する。4: 本年加入タイプ欄の希望プラン名・保険料の記入欄。5: 前年加入同タイプ欄の印字を二重線で抹消する。6: オプション欄の希望プラン名・保険料の記入欄。7: 加入料金の記入欄。8: 「脱退」の場合はご捺印も必要です。

新規・追加でご加入希望の場合

- ① 職員の方の漢字氏名・カナ氏名・性別・生年月日(年令は11/1時点)をご記入のうえ、**ご署名ください。**
 - ② 所属コード・職員番号・所属名1・所属名2をご記入ください。
 - ③ 被保険者(保険の対象となる方)の、カナ氏名・性別・生年月日(年令は11/1時点)・加入者との関係をご記入ください。
 - ④ 「本年加入タイプ」欄にご希望のプラン名・保険料をご記入ください。
 - ⑦ ④で記入したタイプの合計保険料をご記入ください。
 - ⑥ オプション(補償)です。必ず基本プランとセットでご加入ください。
- * 加入申込票は一名分しか記入出来ません。複数名の加入をご希望の方は加入人数分の作成をお願いします。

プラン変更をご希望の方

- ①②③の印字内容をご確認のうえ、訂正があればご記入のうえ、ご署名ください。
- ⑤ 加入プランを変更する場合は、印字されているプラン・保険料を二重線で抹消し、「本年加入タイプ」欄にご希望のプラン名・保険料をご記入ください。
- ⑦⑥で記入した変更後の保険料を含め、すべての合計保険料をご記入ください。

脱退をご希望の方

- ①の申込人欄にご署名のうえ、加入申込票の最下段⑧「脱退」欄に○印をし、**ご捺印ください。**

その他注意事項

- ⑨「前年加入同タイプ」は改定後の補償内容・保険料を適用しています。パンフレットを必ずご確認ください。
- 自動継続対象種目で前年と加入同タイプで同等条件にてご継続の場合は、加入申込票の提出は不要です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 一般社団法人東北地域づくり協会、一般社団法人関東地域づくり協会、一般社団法人北陸地域づくり協会、一般社団法人中部地域づくり協会、一般社団法人近畿建設協会、一般社団法人中国建設弘済会、一般社団法人四国クリエイト協会、一般社団法人九州地域づくり協会
- 保険期間: 2024年11月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 2024年8月30日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 国土交通省の職員
- 被保険者: 国土交通省の職員ご本人またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法: 2024年11月支給の給与から毎月控除します。
- お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、職場の事務担当までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
の既皆加入者	前年と同等条件のプラン(送付した加入申込票に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
の既皆加入者	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込票」をご提出いただけます。
の既皆加入者	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入申込票」をご提出いただけます。

- ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込票に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。
加入申込票の修正方法等は、団体保険契約者の各協会・弘済会もしくは建栄サービスまでお問い合わせください。
- (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付日(15日過ぎの受付日は翌々月1日)から2025年11月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、団体保険契約者の各協会・弘済会もしくは建栄サービスまでご連絡ください。
- 団体割引: 過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の内容に下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【オール傷害ワイドプラン・オール傷害スタンダードプラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。オール傷害ワイドプランにご加入の場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外から作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)$	③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数(180日^{(※)} 限度)$ (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術 ^(※3) 以外) 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術 ^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンクグライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

〈次ページへ続きます〉

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長骨管等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	〈前ページより続きます。〉
【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】	特定感染症 ^(※) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年5月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。	

- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【交通傷害プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 - ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
 - ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故
 - ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
 - ④交通乗用具の火災
- (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)$	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンクグライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数(1,000日限度)$	⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術 ^(※3) 以外) 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術 ^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) 手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)$	〈次ページへ続きます。〉

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着した時はその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	〈前ページより続きます。〉

【オール傷害タイプ、交通傷害プラン共通】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償)(注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【オプション補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害(国内外補償)(注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化、など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
物の損害の補償	(1)損害保険金 日本国内に所在する被保険者(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額(※4)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注)加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塙、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
住宅内生活用動産(国内のみ補償)(注)	(2)費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片づけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 (注)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

〈次ページへ続きます。〉

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償 住宅内生活動用産(国内のみ)補償(注)	<p>保険の対象として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 	<前ページより続きます。>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
救 援 者 用(国内外)補償(注)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅^(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救援者^(※3)の現地^(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入申込票等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
費用の補償 ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ)補償(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑥までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用^(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフアーの個別確認等が可能なので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p>

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【golfer保険プラン】

傷害総合保険golferプランは、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、golfer自身の傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。

(注1)傷害総合保険golferプランでは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2)保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保 険 金	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
後 遺 障 害 保 険 金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	
入 院 保 険 金	<p>入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
傷 害 (ケガ)	<p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
手 術 保 険 金	<p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
通 院 保 険 金	<p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝ 通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	
賠償責任(注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3)記名被保険者(加入申込票等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任^(※)</p> <p>⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任^(※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ用品 (注)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 ^(※) を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れ ^(※) または紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
ホールインワン・アルパトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルパトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑥までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルパトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数で契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルフファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※) が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ファンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフの競技または指導を職業として行っている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がございますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルパトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルパトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルパトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

用語のご説明(続き)

用語	用語の定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込票等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入申込票等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込票等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務(オール傷害タイプの場合)
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ゴルフアー保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【オール傷害タイプの場合】

- 加入申込票等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)|は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- オール傷害タイプでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入申込票等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
(注)ホールインワン・アルパトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルパトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
●被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
<他の身体障害または疾病の影響>
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2024年11月1日午後4時に始まります。
*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合(ホールインワン・アルパトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が生じた場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約・ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
など
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【オール傷害タイプにご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、カス、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取 扱 代 理 店	建栄サービス株式会社 担当：渡辺 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1山城ビル2階 TEL 03-3291-6340 : FAX 03-3291-6341（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで）
●引受保険会社（幹事）	損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3322 : FAX 03-6388-0155（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）	損害保険ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808（通話料有料） 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）
●事故が起こった場合は、ただちに損害ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）	

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損害保険ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2025年1月初旬になりまして加入者証が届かない場合は、損害保険ジャパンまでご照会ください。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）事故の内容またはケガの内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
同伴競技者1名（※1）、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名（※2）およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード（写）

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

（※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

（※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

- ① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員（※3）
- ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
- ③ 同伴競技者以外の第三者（※4）が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
- ④ ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフ場の個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）

（※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

（※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	48.3%
東京海上日動火災保険株式会社	27.5%
三井住友海上火災保険株式会社	18.6%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5.6%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

団体疾病保険

正式名称: 団体総合生活補償保険(MS&AD型)

自動継続適用

傷害保険では補償されません!

皆さまを取り巻くさまざまなリスク

基本補償、親介護補償ともに89才までお引受可能

先進医療費用補償を全年令にセット

【保険金支払の想定事例】

リスク1 病気になってしまったら!?

D型にご加入の場合

Case1

盲腸で入院した場合



仕事も家庭サービスも一生懸命なAさん。ある夜突然、腹痛になり、救急車で運ばれ入院。

すぐに手術を受け、回復までに5日間入院し、その後完治までに2日間通院しました。

疾病入院保険金	9,000円 × 5日 =	45,000円
疾病手術保険金	9,000円 × 10倍 =	90,000円
疾病通院保険金	4,000円 × 2日 =	8,000円

支払保険金 **143,000円**

安心して治療に専念できるわね!



Case2

脳卒中で入院した場合



仕事を終え、お疲れ気味で家路についたBさん。自宅に着いたあと、具合が悪く倒れて病院に運ばれ入院。すぐに手術を受けましたが、退院までに13日間入院しました。

疾病入院保険金	9,000円 × 13日 =	117,000円
疾病手術保険金	9,000円 × 10倍 =	90,000円
三大疾病診断保険金		1,233,000円

支払保険金 **1,440,000円**

三大疾病診断保険金も付いているから、手厚い補償で安心!



さまざまなご病気になった場合を考え、高額な治療に対する備えが必要です!

リスク2 親御さまが要介護状態になってしまったら!?

Y型(オプション)にご加入の場合

在宅介護のため、住宅改造・介護用品の購入など初期費用を補償



300万円*

*一時金としてお支払いします。

Z型(オプション)にご加入の場合

親の介護休業を取得した場合の所得減少を補償



20万円 × 最大6か月

国土交通省(旧建設省)職員の皆さまの加入されている団体保険被保険者数に応じた**30%**の団体割引と保険金支払実績に応じた**5%**の損害率による割引を適用しています。

例: A型の場合 (生後15日~69才)



*旧建設省・旧運輸省・海上保安庁の各団体保険制度の被保険者数、保険金支払実績を合算し団体割引および損害率を適用しています。

親御さまと一緒に暮らしている方、離れて暮らしている方…

親御さまの介護に備えるためのオプションです

親介護オプション

オプション特約 その1 親介護一時金支払特約

親介護一時金 親介護

保険料はP27をご覧ください。



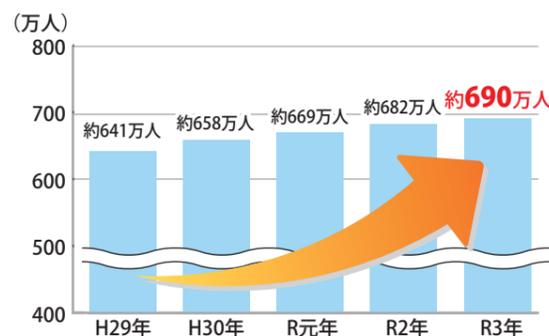
超高齢社会到来!!

もし親御さまに介護が必要になったら…



〈要介護(要支援)認定者の推移〉

要介護(要支援)認定者は年々増加傾向にあります。

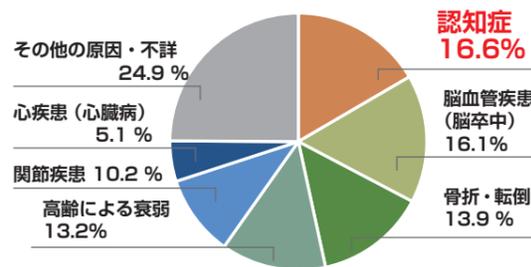


厚生労働省令和3年度の介護保険事業状況報告(年報)

要介護状態になる原因は?

第1位は「認知症」です。脳血管疾患、骨折・転倒、関節疾患などで、介護が必要な高齢者も増えています。

介護が必要になった原因



厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年から作成

いろいろな思いを馳せるあなたに!

介護と仕事を両立させるためにオススメします

オプション特約 その2 親の介護による休業補償特約

親介護休業補償

保険料はP27をご覧ください。

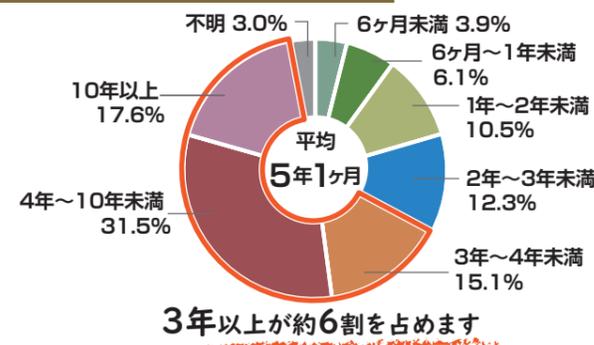


もし親御さまの

介護で介護休業が必要になったら…

介護にかかる期間・費用は? 介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間の割合



3年以上が約6割を占めます

介護にかかる費用

一時的にかかる費用(介護用ベッドの購入など) **平均 74万円**

毎月かかる費用 **平均 8.3万円**

例えば

(一時費用) 74万円 + (月々の費用) 8.3万円×5年1か月 = **580万円**

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/ 令和3年度から作成



基本補償へのご加入にプラスして

オプション

親介護一時金支払特約

Y型 に加入しましょう

ポイント 1 親御さまを補償する型です

- 基本補償にご加入いただく被保険者の親御さま(姻族を含みます。)を補償の対象者とすることができます。「親の介護による休業補償特約」の介護対象者とあわせ最大2名までとします。
- 親御さまの基本補償へのご加入、同居の有無は問いません。

ポイント 2 親御さまは、満89才まで加入可能です

- 健康に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(基本補償にご加入いただく被保険者ご本人に親御さまへ告知の回答内容をご確認のうえ、ご署名いただけます。)

ポイント 3 要介護状態が30日を超えて継続した場合、300万円を一時金としてお支払いします

- 要介護状態とは、公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態、またはそれ以外で特約記載の所定の状態に該当した場合をいいます。



基本補償へのご加入にプラスして

オプション

親の介護による休業補償特約

Z型 に加入しましょう

ポイント 1 親御さまの介護のための休業取得による所得の減少を補償する型です

- 基本補償にご加入いただく被保険者(国土交通省職員本人に限ります。)の親御さま(姻族を含みます。)2名までを介護対象者とすることができます。「親介護一時金支払特約」の特約被保険者とあわせ最大2名とします。
- 親御さまの基本補償へのご加入、同居の有無は問いません。

ポイント 2 満89才までの親御さまを介護対象者とすることが可能

- 健康に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(基本補償にご加入いただく被保険者ご本人に親御さまへ告知の回答内容をご確認のうえ、ご署名いただけます。)

ポイント 3 要介護状態の親の介護のため30日を超えて介護による休業を取得した場合、月額20万円を最大6か月お支払いします

- 要介護状態とは、公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態、またはそれ以外で特約記載の所定の状態に該当した場合をいいます。
- 就業規則に基づく介護休業を取得する際に減少する所得を補います。

団体疾病保険のご加入タイプ

「69才以下の方」、「70才以上74才以下の方」、「75才以上79才以下の方」、「80才以上84才以下の方」、「85才以上89才以下の方」では、ご加入タイプが異なりますので、それぞれのご加入タイプからお選びください。

自動継続の取扱いについて

●前年からのご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じた「契約の型」での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)ただし、ご継続のご年齢が70才、75才、80才、85才となる方は、ご継続にあたっては申込票のご提出が必要ですのでご注意ください。

(注)基本補償の69才以下の加入タイプは実際のご加入者の年齢分布に応じて加重平均を行っています。

前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

基本補償

●生後15日以上69才以下の方

契約の型	おすすめします				
	D型	S型	A型	B型	C型
月払保険料	4,770円	5,940円	1,230円	2,410円	3,590円
疾病入院保険金日額	9,000円	12,000円	2,500円	5,000円	7,000円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍の額 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍の額				
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額				
疾病通院保険金日額 ^(注)	4,000円	5,000円	1,000円	2,000円	3,000円
三大疾病診断保険金額	123.3万円	144.8万円	27.8万円	55.6万円	89.8万円
先進医療費用保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

(注)疾病通院保険金は入院が終了し退院した後の通院に対して支払われます。

●70才以上74才以下の方

契約の型	E型	F型	G型	H型	I型
月払保険料	3,350円	3,900円	5,190円	6,460円	7,740円
疾病入院保険金日額	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍の額 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍の額				
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額				
疾病通院保険金日額 ^(注)	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円
三大疾病診断保険金額	14.1万円	14.1万円	19.0万円	23.5万円	28.2万円
先進医療費用保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

(注)疾病通院保険金は入院が終了し退院した後の通院に対して支払われます。

〈共通のご注意事項〉

- 加入対象年齢は、2024年11月1日時点で生後15日～89才の方となります。
- 2025年11月以降の募集内容は、今年度の加入実績を踏まえて変更することがあります。
- この保険では、病気による死亡は保険金のお支払対象になりませんのでご了承ください。

●75才以上79才以下の方

契約の型	J型	K型	L型	M型
月払保険料	4,040円	5,640円	7,060円	8,360円
疾病入院保険金日額	2,500円	3,500円	4,000円	4,500円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍の額 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病通院保険金日額 ^(注)	700円	1,000円	1,500円	1,700円
三大疾病診断保険金額	—	—	7.9万円	15.2万円
先進医療費用保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

(注)疾病通院保険金は入院が終了し退院した後の通院に対して支払われます。

●80才以上84才以下の方

契約の型	N型	Q型	R型	T型
月払保険料	6,440円	9,000円	10,720円	12,300円
疾病入院保険金日額	2,500円	3,500円	4,000円	4,500円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍の額 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病通院保険金日額 ^(注)	700円	1,000円	1,500円	1,700円
三大疾病診断保険金額	—	—	7.9万円	15.2万円
先進医療費用保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

(注)疾病通院保険金は入院が終了し退院した後の通院に対して支払われます。

●85才以上89才以下の方

契約の型	U型	V型	W型	X型
月払保険料	7,240円	10,130円	11,920円	13,560円
疾病入院保険金日額	2,500円	3,500円	4,000円	4,500円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍の額 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病通院保険金日額 ^(注)	700円	1,000円	1,500円	1,700円
三大疾病診断保険金額	—	—	7.9万円	15.2万円
先進医療費用保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

(注)疾病通院保険金は入院が終了し退院した後の通院に対して支払われます。



介護プラン(オプション)の保険料は次ページをご確認ください

親の介護補償(オプション)

●親介護一時金 親介護

契約の型	Y型			
保険金額	300万円			
特約被保険者 (親御さま)の年令 月払保険料	20～24才	20円	55～59才	180円
	25～29才	20円	60～64才	380円
	30～34才	20円	65～69才	870円
	35～39才	20円	70～74才	1,930円
	40～44才	20円	75～79才	4,190円
	45～49才	40円	80～84才	10,740円
	50～54才	80円	85～89才	23,120円

<ご注意>

- ・介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
- ・要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。
- ・特約被保険者は、基本補償の被保険者の親(姻族を含みます。)で、親介護休業補償の介護対象者とあわせて最大2名までとなります。
- ・上記保険料は親御さま1名分の保険料です。また、年令は2024年11月1日時点での親御さまの満年令となります。

●親介護休業補償

契約の型	Z型			
保険金額(月額)	20万円(免責期間30日 てん補期間 6か月)			
介護対象者 (親御さま)の年令 月払保険料	20～24才	10円	55～59才	60円
	25～29才	10円	60～64才	130円
	30～34才	10円	65～69才	290円
	35～39才	10円	70～74才	630円
	40～44才	10円	75～79才	1,380円
	45～49才	10円	80～84才	3,550円
	50～54才	30円	85～89才	7,690円

<ご注意>

- ・要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。
- ・被保険者が介護による休業を30日を超えて取得した場合に保険金をお支払いします。
- ・介護対象者は、基本補償の被保険者(国土交通省職員本人)の親(姻族を含みます。)で、親介護一時金の特約被保険者とあわせて最大2名までとなります。
- ・上記保険料は親御さま1名分の保険料です。また、年令は2024年11月1日時点での親御さまの満年令となります。

お申込みの手続き

団体疾病保険

① 新規加入の場合

「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」に内容をご記入ください。

▶ 記入例はP29～30をご覧ください

② 「契約の型」など一切の変更なく継続加入の場合

ご加入の「契約の型」の変更がない場合は、お手続きは一切不要です。(自動継続)
ただし、既にご加入いただいている方で2024年11月1日時点で満70才、75才、80才、85才となる方は申込票のご提出が必要となります。
過去の告知において特定疾病対象外となっている方も、治療後2年超経過されている場合は再告知を行うことによって、特定疾病等対象外条件を削除することが出来ます。ただし、新たに告知する現在の健康状況によっては、継続加入いただけない場合がありますので、再告知の際には十分ご注意ください。

③ 「契約の型」などを変更して、継続加入の場合

「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」の「契約の型」欄の印字を二重線で抹消し、横に変更後の「契約の型」をご記入ください。
◇「ご署名」欄にご署名をお願いします。
◇補償を拡大する場合、健康に関する告知を再度お願いします。(詳細はP31～32をご覧ください。)

④ 脱退の場合(継続しない)

「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」の「継続加入しない」に○を、「ご署名」欄にご署名をお願いします。
ご注意ください。提出のない場合は自動継続となります。

- ☆この保険は、保険期間の途中でのご加入できます。
- ☆他の保険契約等が既にある場合は申込票のStep3と裏面にご記入ください。

共通事項

- 申込締切日 ●2024年8月30日(金)
- 保険料 ●2024年11月の給与より毎月控除します。
- 中途加入 ●原則毎月15日を締切とし、受付日の翌月1日午前0時から補償開始となります。
- 保険期間 ●2024年11月1日 午後4時から
2025年11月1日 午後4時までの1年間

加入者証の送付 ●加入者証は、11月中旬に各引受保険会社よりお届けしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また2か月を過ぎても届かない場合は各保険会社(団体傷害:損保ジャパン、団体疾病:三井住友海上)までお問い合わせください。

※ご加入の際は、申込票の記載内容を再度ご確認ください。申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

※この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
詳細は、各引受保険会社のホームページ(<https://www.sompo-japan.co.jp/>または<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

※2024年11月1日時点で満70才、75才、80才、85才となる方は申込票のご提出が必要です。

新規・変更・脱退申込票記入例

■申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。

■社員番号・職場名(カタカナ)は必ずご記入ください。

■生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は保険始期日(2024年11月1日)時点での満年令をご記入ください。

■被保険者と団体との関係を申込票(右下)「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

■申込票1枚目裏面の職種コード一覧をご参考に、職業名・職種名・職種コードをご記入ください。

■親介護特約
特約区分：加入する特約区分に○印をつけてください。

特約被保険者：(親御さま)氏名をカタカナで記入ください。

特約被保険者・介護対象者(親御さま)に「親介護専用」の健康状況告知書質問事項*をご確認のうえ、基本部分の被保険者本人が特約被保険者・介護対象者(親御さま)を代理して、質問および確認方法の該当に○印をご記入ください。

※申込票最終ページ裏面(右ページ)もしくはパンフレットP33をご参照ください。

(注)・質問のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、お引き受け出来ません。

・「確認方法」が複数に該当する場合は最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をつけてください。

他の保険契約・保険金請求歴につき、全被保険者分をご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

加入申込日 令和6年8月31日

社員番号 12345678

電話番号 03-1234-5678

生年月日 54年5月5日

性別 男

住所 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

申込人氏名 建宗 太郎

職場名 ケンエイ タロウ

職種コード 312

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

ご希望の「契約の型」をご記入ください。

390 氏名 建宗 太郎

生年月日 54年5月5日

年令 満45才

性別 男

職業名 職種名 ジムジュウジヤ

職種コード 312

391 氏名 建宗 進

生年月日 22年8月3日

年令 満14才

性別 男

職業名 職種名 ガクセイ

職種コード 91

392 氏名 建宗 花子

生年月日 56年7月8日

年令 満43才

性別 女

職業名 職種名 シュフ

職種コード 91

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらでも確認のうえご記入ください。

391 特記事項

メッセージ

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)

センター送付

000 AAA 020 994

PR06 03 88 LF 354(4)

手続区分 下記のいずれかに○をしてください。

新規に加入する

内容を変更する

継続加入しない

保険期間 令和6年11月1日 から 令和7年11月1日 まで

団体名

加入者番号 098

旧加入者番号 099

旧識別コード L17

健康状況告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違した場合、保険契約を解除され保険金の支払いがされないことがあることに同意します。また、個人情報の取扱いに同意します。「健康状況告知書ご記入のご案内」を受け取り、内容を了解しました。

390 氏名 建宗 進

生年月日 22年8月3日

年令 満14才

性別 男

職業名 職種名 ガクセイ

職種コード 91

391 氏名 建宗 太郎

生年月日 54年5月5日

年令 満45才

性別 男

職業名 職種名 ジムジュウジヤ

職種コード 312

392 氏名 建宗 花子

生年月日 56年7月8日

年令 満43才

性別 女

職業名 職種名 シュフ

職種コード 91

ご注意事項

■中途加入の場合のご加入期間
令和6年11月1日から令和7年11月1日まで

■ご記入にあたって
「健康状況告知書質問事項回答欄」の訂正には訂正署名が必要です。
訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入の上、余白に告知者ご本人が署名を行ってください。
なお、訂正箇所が複数ある場合はそれぞれに訂正署名を行ってください。

ご記入にあたって

●「○」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社が必ず重要な事項(告知事項)です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。

●「●」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社が必ず重要な事項(告知事項)です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。

●「○」年令は保険始期日現在でご記入ください。
(保険期間の途中で加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。)

●職種コードは裏面をご参照ください。職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。

●「◆」団体との関係について下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。
・団体の …………… 1: 構成員 (子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0: 会員企業等の役員・従業員
・上記1または0の …… 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族 7: 使用人

R50 合計保険料 (一回分) XX,XXX 円

前年合計保険料 (一回分) 円

受付日(社内使用欄) 令和 年 月 日

計上用

該当する場合は、申込票のご提出が必要です。

■健康状況告知書
＜新規加入の方＞
必ず健康状況告知が必要となります。

＜既加入の方＞

・保険金額の増額、支払限度日数の延長等、補償を拡大する場合、必ず健康状況告知が必要となります。

・以前、健康状況告知をされ、今回も新たに健康状況告知をされた場合、今回告知いただいた内容でのお引受となりますのでご注意ください。

※質問事項は、申込票最終ページ裏面(左ページ)もしくはパンフレットP31-32をご参照ください。

■必ず被保険者ご本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名ください。告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者をご確認・ご署名ください。

■パンフレットP25-27をご確認のうえ、全被保険者分のご加入セットを合計して1回分(月払)の保険料をご記入ください。

■申込票は上3枚をご提出ください。

団体疾病保険お申込みの手続き

- 新規加入の方 ● 添付の申込票に記入のうえ、職場の保険事務担当の方へご提出ください。
- 既加入の方 ● ①前年度加入の「契約の型」(「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」を確認してください)で継続される方は手続き不要です。[自動継続](満70才、75才、80才、85才となる方は継続される場合、申込票の提出が必要です。)
- ②内容を変更される場合は、「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」の「内容を変更する」に○印をつけて、左上のご署名欄にご署名、訂正記入のうえ、職場の保険事務担当の方へご提出ください。
- ③今年継続されない方は、「団体疾病保険 新規・変更・脱退申込票」の「継続加入しない」に○印をつけて、左上のご署名欄にご署名の上、職場の保険事務担当の方へご提出ください。
- 申込締切日 ● 2024年8月30日(金)
- 保険料の払込 ● 11月から毎月の給与日に控除させていただきます。
- 中途加入 ● 毎月15日を締切とし、受付日の翌月1日午前0時から補償開始となります。

団体疾病保険の加入資格

- お申込人となれる方 ● お申込人となれる方は国土交通省職員本人に限ります。
- 被保険者となれる方 ● 基本補償の被保険者(補償の対象者)本人(※)となれる方の範囲は、国土交通省職員本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)で、生後15日から満89才までの方(2024年11月1日での満年令となります。)かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方です。ただし、親介護休業補償をセットする場合、基本補償の被保険者となれる方は、国土交通省職員本人に限ります。(※)申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 特約被保険者、介護対象者となれる方 ● 親の介護補償(オプション)の特約被保険者・介護対象者となれる方の範囲は、基本補償の被保険者の親(姻族を含みます。)で、満20才から満89才までの方(2024年11月1日での満年令となります。)かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方です。

ご回答は申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。(*)(*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
-----------------	--

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。

質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。</p> <p>②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。</p> <p>※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」</p> <p>※検査結果が異常ななかった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

国土交通省 団体疾病保険の質問事項は質問2までです。質問3についてはご回答不要です。

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。

質問3の回答が「はい」の場合 :「本人介護補償」はお引受けできません。

質問3の回答が「いいえ」の場合:「本人介護補償」をお引受けします。

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3	<p>*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1,2にもご回答ください。次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P32の「病名・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
-----	--

脳血管系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全 等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大 等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肺塞栓症(肺梗塞 等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症 等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症 等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や、申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^{*1}については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード^{*2}からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に於いた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。



親介護一時金・休業専用

この健康状況告知書質問事項は、以下の特約被保険者・介護対象者専用の質問書です。

- ・親介護一時金支払特約
- ・親の介護による休業補償特約

ご回答は申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護補償」または「親の介護による休業補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方^(*)(特約被保険者または介護対象者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。^(**)また、ご確認方法を選択してください。
(*) 基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
(**) 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方^(*)を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質 問

次のいずれかに該当しますか。

- ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。

確認方法

特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。(複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。)
(選択肢)①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物を除きます) ●脳腫瘍
そ の 他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害 ^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内

(必ずお読みください)

以下の注意点を御読みいただき、申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1.健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。
親の介護による休業補償特約	・基本補償部分の被保険者(子)がご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、介護対象者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2.正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4.健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○:あり、×:なし)		回答が必要な質問事項(○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	×	○	○	×

- ・「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾 病 補 償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約
親 介 護 補 償	親介護一時金支払特約 親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

- ※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
- 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。
- また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

次ページに続く

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した三大疾病 ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※4) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で ご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
- (※) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 〈告知の結果、お引受けできる場合〉 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
先進医療費用保険金補償特約	〈告知の結果、お引受けできない場合〉 ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による休業補償特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

健康状況告知書質問事項回答欄
特定疾病対象外欄

質問① 質問② 質問③

LKA はい (3) LKP はい (3) LTA はい (3)

506 疾病コード 三住 太郎
507 疾病・症状名 (ウダカ)

お引受け可否は最終頁裏面を参照ください

告知日(告知日) 令和 R 6 年 8 月 25 日
(告知者ご署名) 三住 太郎

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症 [*] 、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいひ、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳嗽
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E0	糖尿病・高血糖症
内分泌系の疾患	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
血液・造血器系の疾患	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎 [*] ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病 [*] 、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーク・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいひます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊娠・出産にかか る疾患	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状



重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 先進医療費用保険金補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人 ^(*) の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人 ^(*) (注)介護対象者(介護を受ける方)の範囲は、本人の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*) 申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

※印を付した用語については、P43～44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P40(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療 [*] のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P40(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療 [*] のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。
	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 [*] (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額											
<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型) 特約</p>	<p>医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限ります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患した*こと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限ります。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病した*こと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始した*こと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病した*こと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始した*こと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患した*こと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限ります。	—	急性心筋梗塞を発病した*こと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始した*こと。	脳卒中を発病した*こと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始した*こと。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>三大疾病診断保険金額の全額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注1)保険期間中1回に限ります。</td> </tr> <tr> <td>(注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</td> </tr> </tbody> </table>	三大疾病診断保険金額の全額	(注1)保険期間中1回に限ります。	(注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
支払事由	支払要件												
がん(悪性新生物)に罹患した*こと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限ります。	—												
急性心筋梗塞を発病した*こと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始した*こと。												
脳卒中を発病した*こと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始した*こと。												
三大疾病診断保険金額の全額													
(注1)保険期間中1回に限ります。													
(注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。													
<p>先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア.先進医療に要する費用*</p> <p>イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>											
<p>親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約</p>	<p>保険期間中に、特約被保険者*が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP48の〈代理請求人について〉をご覧ください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親介護一時金額の全額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</td> </tr> </tbody> </table>	親介護一時金額の全額	(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。									
親介護一時金額の全額													
(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。													

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額										
<p>介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約</p>	<p>保険期間中に、要介護状態(要介護3以上の状態)*である介護対象者*を介護するために、被保険者が介護による休業*を30日(免責期間*)を超えて取得した場合</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>介護による休業を補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護による休業補償保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護による休業補償保険金額</td> </tr> <tr> <td>×</td> </tr> <tr> <td>てん補期間内介護による休業期間*の月数</td> </tr> <tr> <td>(注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。</td> </tr> <tr> <td>(注2)休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。</td> </tr> <tr> <td>(注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</td> </tr> <tr> <td>(注4)免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者*の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。</td> </tr> <tr> <td>(注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものと取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。</td> </tr> <tr> <td>(注6)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</td> </tr> </tbody> </table>	介護による休業補償保険金額	介護による休業補償保険金額	×	てん補期間内介護による休業期間*の月数	(注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。	(注2)休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。	(注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。	(注4)免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者*の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。	(注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものと取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。	(注6)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
介護による休業補償保険金額												
介護による休業補償保険金額												
×												
てん補期間内介護による休業期間*の月数												
(注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。												
(注2)休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。												
(注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。												
(注4)免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者*の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。												
(注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものと取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。												
(注6)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。												

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*2)疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

下記は主な免責事由です。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

※印を付した用語については、P43～44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合	
疾病保険金 疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(※2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^(※3) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(※4) (加入者証等に記載されます。)	
	(注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病*した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。	
	三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日 ^(※) より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	●疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に被ったケガまたは発病*した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約	●保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

< ※印の用語のご説明 >

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気^{*}をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者 [*] または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気^{*}(これと医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として保険証券に記載された者をいいます。
- 「介護による休業」とは、要介護状態(要介護3以上の状態)^{*}である介護対象者^{*}を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第11条に定める休業^(*)をいいます。(※)これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態(要介護3以上の状態)となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
<p>・疾病入院保険金</p> <p>・疾病通院保険金</p>

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
<p>・疾病入院保険金</p> <p>・疾病通院保険金</p>

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}
 - (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (※2)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}または放射線治療^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- 「てん補期間」とは、介護による休業保険金の免責期間^{*}終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。
- 「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間^{*}内における介護による休業^{*}の期間(月数)をいい、次の場合を含みません。
 - ①介護対象者^{*}が要介護状態(要介護3以上の状態)^{*}に該当しなくなった場合
 - ②被保険者が離職^(*)した場合
 - (※)勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師^{*}が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間定期所得額」とは、免責期間^{*}が始まる直前12か月における被保険者の定期所得^{*}の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療^{*}に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称
<p>介護による休業補償保険金</p>

- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度^{*}の第1号被保険者(65才以上)
 - 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
 - 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
 - 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山^{(*)1}、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p>	<p>その他これらに類する危険な運動</p>
<p>(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3)職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	
<p>補償対象外となる職業</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p>	<p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>

(3)セットできる主な特約およびその概要

P38～44をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P25～27の保険金額欄および申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P28をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求をする場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は一般社団法人東北地域づくり協会、一般社団法人関東地域づくり協会、一般社団法人北陸地域づくり協会、一般社団法人中部地域づくり協会、一般社団法人近畿建設協会、一般社団法人中国建設弘済会、一般社団法人四国クリエイト協会、一般社団法人九州地域づくり協会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」
- ③被保険者の健康に関する告知
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
 - 保険金受取人について
 - ・普通保険約款・特約に定めております。
 - ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者^(*)の解約を求められます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P28記載の方法により払込みください。P28記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

P41～44をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、P28記載の方法により払込みください。P28記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いするが発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

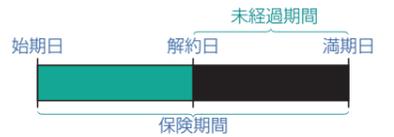
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P48をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P28をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】 **建栄サービス株式会社 TEL 03-3291-6340**

受付時間：平日9:15～17:00

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277 (無料)**
「チャットサポートなどの各種サービス」 <https://www.ms-ins.com/contact/cc/> **こちらからアクセスできます。**



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス **0120-258-189 (無料)**
「三井住友海上事故受付センター」 事故は いち早く



事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕

- ・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明で確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？
- ・申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、オプションの追加 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

注意事項

- この保険は一般社団法人東北地域づくり協会、一般社団法人関東地域づくり協会、一般社団法人北陸地域づくり協会、一般社団法人中部地域づくり協会、一般社団法人近畿建設協会、一般社団法人中国建設弘済会、一般社団法人四国クリエイト協会、一般社団法人九州地域づくり協会が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

その他のご注意事項

1. 事故にあわれた時の引受保険会社へのご連絡

(1) 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・建栄サービス(株)または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 保険金支払いの履行期

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)
 - (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

(3) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

(4) 代理請求人について

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※)法律上の配偶者に限ります。

2. 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

3. 契約内容登録制度

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

【団体傷害保険】【団体疾病保険】 Q & A

Q1. 健康告知はどのような場合に必要ですか？

A1.

傷害保険	傷害保険は健康告知が必要ありません。
疾病保険	<p>パンフレット P31～32 (親の介護補償にご加入する場合はP33) の「健康状況告知書質問事項」に沿って告知ください。</p> <p>※注意点</p> <p>【新規加入の方】 質問1・2の回答いずれかが「はい」の場合、ご加入いただけません。親の介護補償についてはP33記載の質問のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合にはご加入をお引受できません。</p> <p>【既加入の方】 以前告知いただいた、もしくは保険金をお支払いした疾病コードが申込票に印字されております。「健康状況告知書質問事項」に沿ってご確認いただき、変更される場合は疾病コードを二重線で削除し、余白にフルネームで訂正署名の上、告知者ご署名欄にもご署名をお願いします。</p>

Q2. 保険期間の途中で加入することはできますか？

A2.

傷害保険	毎月受付をしています。 詳細は、各協会・弘済会もしくは代理店・扱者までお問い合わせください。
疾病保険	

Q3. 保険料の税法上の取扱いはどのようになりますか？

A3.

傷害保険	年末調整または確定申告による保険料控除の対象になりません。
疾病保険	<p>払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。(2024年7月現在)</p> <p>控除証明書は、11月中旬にお届けします加入者証に添付されておりますので、お手元に保管いただきますようお願いいたします。</p> <p>(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。</p>

〈国土交通省(旧建設省)職員の皆さま向け団体保険一覧〉

保険始期		6月16日	9月1日	現職11月1日 退職者7月31日	現職11月1日 退職者7月31日	12月1日
リスク	制度	療養補償 所得補償保険	入院諸費用 新・団体医療 保険	傷害総合保険	団体総合 生活補償保険	生保入院補償 保険等
	ケガ					
	死亡・後遺障害			○		○
	入院			○		○
	通院			○		▲ ^(注2)
	手術			○		○
	所得補償	○				
病気	死亡・後遺障害					○
	入院		○		○	○
	通院				○	○
	手術		○		○	○
	先進医療		○		○	○
	生活習慣病			▲ ^(注3) ▲ ^(注4)		▲ ^(注3) ▲ ^(注4)
介護	介護一時金特約		▲ ^(注2)			
	親介護一時金 支払特約				▲ ^(注2)	
	親の介護による 休業補償特約				▲ ^(注2)	
ガン	診断保険金				○ ^(注3) ○ ^(注4)	▲ ^(注2)
	入院				○	○
	手術				○	○
	通院				○	▲ ^(注2)
レジャー	携行品損害			▲ ^(注1)		
	救済者費用			○		
	ホールインワン・アルバトロス			○		
その他	個人賠償			○		
	住宅内生活動産			○		
幹事保険会社		損保ジャパン	損保ジャパン	損保ジャパン	三井住友海上	アクサ

(注1) ゴルファー保険プランは、ゴルフ用品の破損のみ補償します。

(注2) 特約(オプション)で補償

(注3) プランにより補償の有無が異なります。

(注4) 三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)を一時金として補償

いつでも
中途加入が
出来ます

国土交通省職員の皆さま向けの保険制度

団体保険制度一覧			●国土交通省職員の皆さま向けの団体割引等を適用 ●募集時期以外にも随時中途でご加入可能です。				
	商品名	保険種類	主な補償内容	割引率	保険 始期	募集 時期	幹事保険会社
ケガの 保険	団体傷害 保険	傷害総合 保険	○おケガによる死亡・後遺障害、入院、通院 ○日常生活での賠償事故 【オプション】 携行品(身の回り品、スポーツ用品など)の 損害、ホールインワン・アルバトロス費用等	40.15%	11月1日	8月	損保ジャパン 
病気の 保険	入院諸費用 保険	新・団体 医療保険	○病気(がんも含みます。)による入院 (日帰りから)、手術 ○先進医療等費用保険金 ○三大疾病診断保険金 ○介護一時金特約	33.50%	9月1日	6月~7月	損保ジャパン 
	団体疾病 保険	団体総合 生活補償 保険	○病気による入院、手術、退院後の通院等 ○三大疾病診断保険金等	33.50%	11月1日	8月	三井住友海上 
給与を サポートする 保険	療養補償 保険	所得補償 保険	○病気やケガで7日を超える就業不能 ○心の病や天災によるケガの場合も就業 不能を補償	33.50%	6月16日	4月~5月	損保ジャパン 
団体扱自動車保険			○国土交通省団体扱割引などにより一般加入 に比べて割安な保険料でご加入できます。 ○他の保険会社、全労済、JA共済等の割増引 (ノンフリート等級)も継承可能です。 ※ただし、一部の共済を除きます。 ○同居の親族のお車もご契約いただけます。 ○インターネットによるお見積りも可能です。	約19%	随時	随時	損保ジャパン 東京海上日動 三井住友海上 あいおいニッセイ同和 
その他各種保険			○海外旅行保険や1日自動車保険などインターネットで簡単にご加入できる保険を取り扱っています。				

事故発生時の手続

万一、事故によりケガをされたり、病気になられた場合はすみやかに
代理店・扱者または下記へご連絡ください。(事故受付 24時間365日)

団体傷害保険

損保ジャパン
事故サポートセンター
0120-727-110

団体疾病保険

三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189

ご連絡いただいた後に、保険金お支払いの可否や、保険金請求の手続きにつきまして詳しくご
案内します。なお、事故が起こったり、病気になられた日から30日以内にご連絡がない場合、
もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保
険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

●お問い合わせ

代理店・扱者

建栄サービス株式会社
業務推進部 担当：渡辺

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル2階
TEL.(03)3291-6340 FAX.(03)3291-6341

団体傷害保険引受保険会社(幹事保険会社)

損害保険ジャパン株式会社
営業開発部第一課 担当：関根、山崎

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.(03)3349-3322 FAX.(03)6388-0155
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

SJ24-03553 (2024/07/04承認)

団体疾病保険引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部営業第二課 担当：三上、小林

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.(03)3259-6681 FAX.(03)3259-7213
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

A24-100618 承認年月：2024年7月

※契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の
管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたもの
となります。